

平成 20 年 5 月 8 日
愛宕山地域開発事業 調査特別委員会
基地対策課 都市計画課

愛宕山地域開発事業の中止・転用について

1 平成 19 年 10 月 11 日の市長・知事協議、市長・副知事協議について

(1) 知事協議合意事項

- ① 愛宕山関係については、できるだけ早く国と交渉に入ることによって意見が一致した。
また、都市計画の変更手続きなど県と市が協力して行うことを改めて確認した。

(2) 副知事協議合意事項

- ① 愛宕山開発用地について、できるだけ早く国と売却の交渉に入ることについて合意した。
また、都市計画の変更手続きなど県と市が協力して行うことを改めて確認した。
- ② 「周辺環境対策に配慮したまちづくり」と「岩国医療センターの移転」について、まず、市が早急に具体的な案をまとめ、それを踏まえ県と協議することで合意した。

2 愛宕山地域開発事業の中止・転用に係る地元説明会

(1) 市による愛宕山地域周辺自治会への説明会

- ① 平成 19 年 10 月 23 日：愛宕供用会館
- ② 平成 19 年 10 月 24 日：牛野谷供用会館
- ③ 平成 19 年 10 月 25 日：平田住民ホール

(2) 県・市による愛宕山地域周辺自治会長への説明会

- ① 平成 19 年 11 月 5 日：岩国市民会館

3 平成 19 年 11 月 8 日の県による政府要望

- (1) 県が「平成 20 年度政府予算及び施策決定に関する重点要望」において、特別要望 4 項目の一つとして「愛宕山開発用地の買取について」次のとおり国・国会議員へ要望した。

- ① 愛宕山開発用地の平地の約 4 分の 3 に相当する部分（周辺の残地森林を含む）の国による

買取り

- ② 国が用地の買取り後、用地を他の用途に転用するに際しては、地元住民の理解を得た上で対応されるよう最大限の配慮

4 平成19年11月22日の岩国医療センターの移転に関する副知事・市長・岩国医療センター院長会談

- (1) 山口県、岩国市及び独立行政法人国立病院機構岩国医療センターが協議した結果、次のとおり合意した。

なお、この合意は、基本的には、病院の移転とまちづくりに係る岩国市と岩国医療センターとの合意を踏まえ、山口県がこれに協力することを確認するものである。

- ① 岩国市は、岩国医療センターに対し、愛宕山地域開発事業用地（山口県住宅供給公社所有）のうち「周辺環境対策に配慮したまちづくり」の区域の東側部分に移転新築することを依頼し、同センターは、これに協力することに合意した。
- ② 山口県及び岩国市は、愛宕山地域開発事業用地（山口県住宅供給公社所有）のうち「周辺環境対策に配慮したまちづくり」の区域の東側部分に病院の移転用地を確保するとともに公共施設整備を行う。
- ③ 岩国市及び岩国医療センターは、現病院用地について、引き続き民間に売却する努力を行い、それが困難である場合には、同センターが更地にした後、岩国市は、まちづくりの一環として行う公共施設等の事業用地として取得する。
- ④ ②及び③に係る具体的な事項については、今後、山口県、岩国市、山口県住宅供給公社及び岩国医療センターが誠意を持って協議するものとする。

5 愛宕山地域開発事業における新住宅市街地開発事業の中止依頼

- (1) 平成19年12月7日：県知事・市長連名により県住宅供給公社理事長へ愛宕山新住宅市街地開発事業の中止依頼文を送付した。
- (2) 平成19年12月20日：県住宅供給公社理事長から県知事及び市長に対して、愛宕山新住宅市街地開発事業の中止について了解したとの回答文が送付された。

6 平成 20 年 2 月 26 日の市長・知事協議

(1) 知事協議合意事項

- ① 愛宕山地域開発事業については、これまでの合意事項を確認するとともに、今後、この合意事項に基づき、お互いが共同でこの問題の早期解決に努めることで合意した。
- ② 当面、事業の赤字解消のため国へ用地の買取を求めることや新住宅市街地開発事業の廃止手続を進めることについて確認した。また、これまで県に一任してきた国との用地買取交渉についても、今後は市も共同で行うことで合意した。

7 平成 20 年 4 月 11 日の国立病院機構本部への要望

(1) 市長が上京し、独立行政法人国立病院機構本部財務部長へ要望

- ① 将来計画を勘案した規模の整備
- ② 開院目標期日（平成 24 年度）の実現
- ③ 岩国医療センターに関連する教育施設などの誘致

8 平成 20 年 4 月 20 日の福田康夫内閣総理大臣への要望

- (1) 知事・市長・県市長会長・県町村会長等による福田首相への 4 項目要望のひとつとして、「独立行政法人国立病院機構岩国医療センターの移転に関する要望」を行った。

9 岩国都市計画の変更

(1) 変更する都市計画

- ① 「愛宕山新住宅市街地開発事業」の廃止
- ② 「都市計画道路牛野谷尾津線」の廃止
- ③ 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更

(2) 変更案の説明会

開催日	開会時間	場所
平成 20 年 5 月 11 日 (日)	1 回目 14:00 から	岩国市民会館小ホール
	2 回目 18:30 から	岩国市民会館小ホール
平成 20 年 5 月 12 日 (月)	18:30 から	愛宕供用会館
平成 20 年 5 月 13 日 (火)	18:30 から	牛野谷供用会館
平成 20 年 5 月 14 日 (水)	18:30 から	平田住民ホール

(3) 公聴会

開催日	開会時間	場所
平成20年5月27日(火)	13:00から	岩国市民会館小ホール

(ただし、公述者がいない場合は中止となる)

(4) 都市計画の変更内容

① 岩国都市計画新住宅市街地開発事業の変更

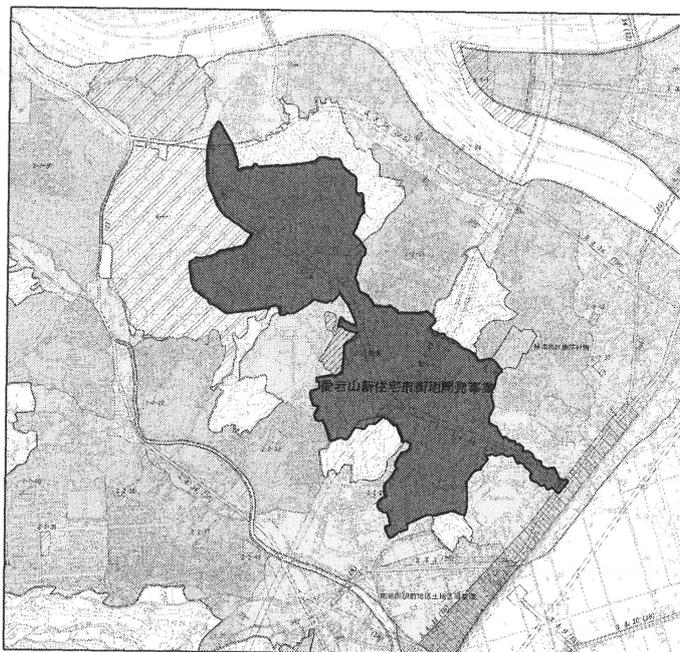
ア 計画書

都市計画愛宕山新住宅市街地開発事業を廃止する。

イ 理由書

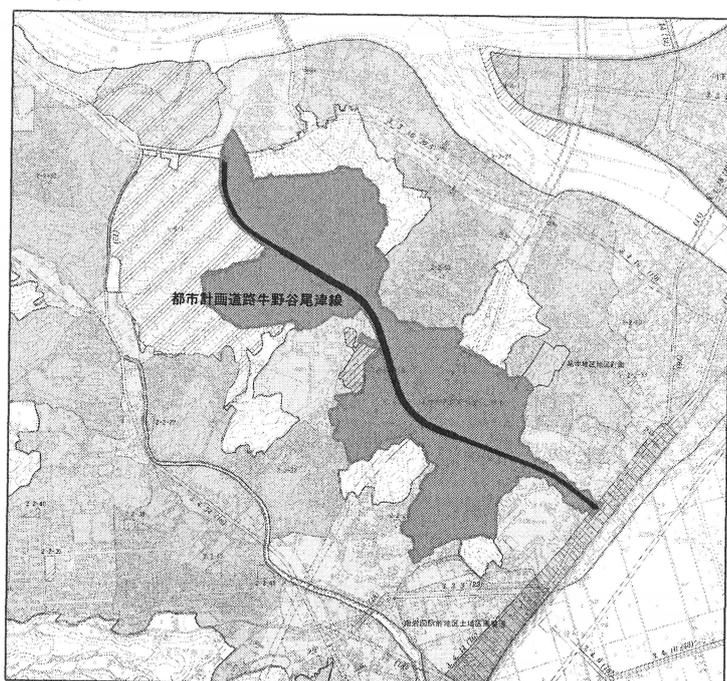
今般の社会経済情勢の変化による当該地域における住宅需要や供給の将来見通し等を総合的に勘案した結果、岩国市域に住宅需要が著しく多いとは見込まれず、愛宕山地域での相当規模の住宅地を供給する新住宅市街地開発事業の施行の必要がなくなったと判断したことから本事業の廃止を行う。

図一



② 岩国都市計画道路の変更

図二



ア 計画書

都市計画道路中3・4・40 牛野谷尾津線を廃止する。

イ 理由書

都市計画道路3・4・40 牛野谷尾津線は、愛宕山新住宅市街地開発事業の実施により新たに発生集中する交通に対応するため、当該事業区域内の幹線道路として愛宕山新住宅市街地開発事業の都市計画に合わせて決定した。

このたび、愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に伴い、本都市計画道路の廃止を併せて行う。

③ 岩国都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

(都市計画区域マスタープランの変更)

ア 計画書

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

イ 理由書

岩国都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画法第6条の2の規定により、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするために、平成16年3月に都市計画決定を行った。

この度、愛宕山新住宅市街地開発事業の廃止に係る都市計画の変更に伴い、この事業を位置づけている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更を行う。

ウ 変更箇所

(ア) 主要な都市計画の決定の方針

a 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- (a) 主要用途の配置の方針
- (b) 市街地における住宅建設の方針

b 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針

- (a) 主要な施設の整備目標

c 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- (a) 主要な市街地開発事業の決定の方針
- (b) 市街地整備の目標

10 周辺環境対策に配慮したまちづくり検討状況

(1) 平成19年度に実施した基本計画策定業務の成果を基に検討した結果、次のとおりにまちづくりの骨格を考えている。

- ① 岩国医療センターの移転区域は国道188号側として、面積を5～7ヘクタールの範囲とする。
- ② 民間売却の区域は市道牛野谷町29号線側として、面積を5～7ヘクタールの範囲とする。
- ③ 岩国医療センターを核とするまちづくりのため、救急車両・バス路線の運行を円滑にする幹線道路を国道188号から市道牛野谷町29号線の間配置する。
- ④ 既存住宅団地（百合ヶ丘団地・七曲団地）からの接続道路を配置する。

図—3

